

通信全覽二編

類輯四十二

百三十四

寄

三〇三冊	三架	三〇六函	三三〇五號	和書門類
------	----	------	-------	------

庫文閣内			
八函	三〇三冊	三〇〇五號	和書類
一册		251	
		208	

(共251)

内閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (251)
函號	184 271

共百三十九



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



類輯卷之四十二

洋報交換
鮑厚且引替苦情

申
下
月
十
日
出

第十四号

不列顛陛下
全檢本日
申
下
月
十
日
出

リユウアルホルトアルコック

外國事務官
台
下
三
月
八
日

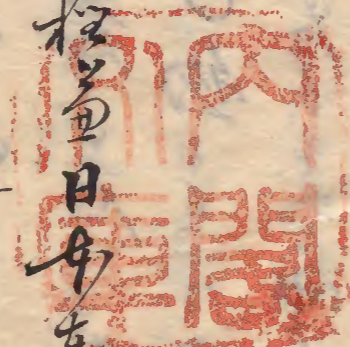
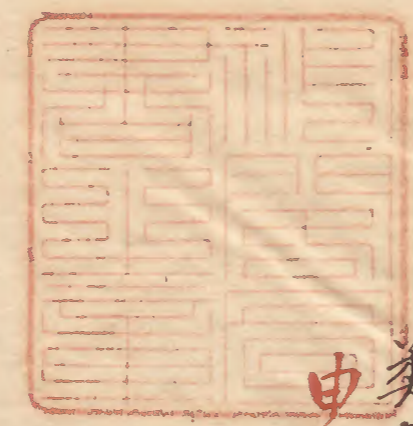
千八百六十年
第一月三十日
江戸の

不列顛
三
月
十
日
申
下
月
十
日
出

上
署

台
下
三
月
八
日
申
下
月
十
日
出

四番



粗語より具予に書中と國考
より小台下外人定例の要件に辨る
正理ありき。所由存余の例に多き
推量より多きありん。何事し。要領
亦と思ひ給ふへりまじも他國の人民
多分の銀量と取考へ不列強と云
商客の僅より一分派と得るを能く
是故も他國の害を考へよと云ふは不正
ある所。正の續けよ小於る余自ら教ふ

之を福をよとて得るを云ふ
今通商する他國の商客各々皆同報
の免許あるが如くハ。○所由給ふべき
一分派の金量十分ありざる。假令大小
商賣する國と又僅小商賣する國と
より實小に要すると云ふ。故も同下。以て
と云ふ十分平等。亦給ふ。以て云ふハ
最善最良の事あるべし。
物事とも官吏の貨幣と要する金

有之者あり別ふ已が自用の爲にふするふ
あらず或ハ貿易を爲すふあらず其政
府の用・供する爲にふ要する者あればあり
○古の取扱の場合に於て明瞭あり別ふ条
○若し官吏取扱の事と爲し之と委しく云ハ
右官吏は公用を務むる日付ハ貿易を爲す
者あれば其貿易の便に於て該商人は許
さず若し扱へ他は絶つて免許ありざる
あり幸ありし日布を爲ししマニエスエイトの

官吏は罪なき者ハ一人の經令に依りて物或ハ
海に要する物或ハ兵料ハ屬する物と之を
貿易するに免許絶て兼て今官吏の要する
貨幣の交換を以て所至に必要の費或は
他の以て起るる費用或は切要なる者爲す
○此の如き費用の爲にふするに絶へず
定限を以て其を定むべし
其費用の時としてハ大時としてハ小あり
其處とも常し日布政府右取扱を爲す

とて拒む能はずとす。然中一日本政府
ドルを一分三角とす。通利をせむる為、
格中一自由人々の手と超るる右の格
と明掲、所及の格多日本国内に環
流せしむるふとす。右の格中一
後ふべし。○公士即令行使節。印
府も如く以て多し。我政府の用、要す
の日本政府と日本金銀所より受らる
べし。但し貨幣右の金銀所より

のい出で得べしとす

中界

台下第一時ドルを換幣一之とす
銀三角とす。通利をせむる為、
ニグ台下を煩さす。とす。要せざるべし。○然
まとも台下第一之を為さざる。余台下
請ふ日々五百年を代りの一分限と換接
ふ。格中一右の用、充るの命令と下し
後とす。とす。但し、其入費ハマヨル中政

府の用ふ所を不_レ用ふべきなる余_レの之_レ
を以て所_レの法多_クあり決_シて亦_レの貿易
の爲_メふあ_レむを_レの教_レ白

日本_ニ在_ルるハブリタニヤ_ノ全_ク權_ヲ益_スニ_テル_ル也
リユテルホルトカール_ノ手_記
ブリタニヤ_ノア_ラス_コニ_テ元_ニ正_澤

外國事務宰相台下_ニ呈_ス

申_上正_澤大_ノの_申上

第十八号

日本_ニ在_ルるハブリタニヤ_ノア_ラス_コニ_テの_全權
益_スニ_テル_ル也
ル_ル也_ルト_マル_コト_ク

外國事務宰相台下_ニ呈_ス

一千八百六十年_ノ第二_ノ月_ノ八_日江戸_ノ總_領事_ヲ記_ス

横_濱事_ノ神_國ノ_商人_ノ數_ノ甚_ク増_シテ
云_フら_ク軍_ノ上_ノ所_ニ在_ルる_日毎_日實_ク甚_ク多_ク也

ナドレールの外を引きと拒むて交易の爲
の便宜ハ悉く之を妨らば故も亦無米
利加軍艦ホハタシの士官生法人國商
人ニあり又其政府より交易の爲メ
を禁むる事多あり及て日ニ難きを
多根を受取ると是も其交易の爲メ
爲メ少くして其船の竹用の爲メあり
人の知る所あり此十年ノ若し實ありハ
其も偏頗ゆゑ條約を取極し一寛

典ニ肖るが故も世に及ぶ所なき事
抑あり○故も余台平、予が只今諸取
多し報告ハ證據あり事あり又精
密あり也 否しざる也と申す之を明白
告終しんとて密法を是れ余利を以
臣民の得んを寛典と必要を保護を
が爲メ別法を設くる必要あり也と
せんが爲メあり近頃ホハタシの士官
多し根三萬個を得又一人ハ一萬五千と

得多し此三人の外勘定役の者も亦々
夥し其数の甚多派と得具う其数の甚多
ありと之等の従ふ士官ハ悉く商人の得
所不比す其ハ格外に多くの甚多派を均
多し由と告ぐやある者あり

又云くらく今神多川内不在、コレ等や
元ベハヒと号せしる船中ハ夕ニ船の士官香
挽ふ送る為メ積りてしむハ人の
知る所ありと又亞米利加の新ビルマ

（仲写）ハ一の思物と思ふき一由ロイテ下館
ハヤン欲ハ別々を首魁多し）の比終るふ
峯の箇條ハ予台下の之こと然もん事
を傳へず又台下にらくハ之を知らざる
也一物もん此中事其他の箇條の實況
多し然れどもハ之のもの○余が清ふ所
の事及の予が希ふべき由條の理ありと
思ふ事一を台下時日と過さず速にホハ
クニハ院以来裁許のトルを別々する

又と告す所知しを終るべし是れ日本政府
要米利加軍艦の士官より多数の甚多限
と此等無きよ交易の爲に引きの方法を拒
日本政府の要する所あり我々の臣民彼
等が所人告する如く或許の損害を受
キト又と余案をんが為あり此に教白
日本を在るハレブリタニヤモトエスニイト全權
並にコニシえがみラール
ルセルホルトアルコラア手記

ハレブリタニヤ現任アリスコニシえ
エル ニーステン 正澤
外國事務宰相台台下呈ス

Handwritten text in a cursive style, likely a letter or official document. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. Some faint words like "外務省" (Ministry of Foreign Affairs) and "事務" (administration) are visible.

申
二月

第二号

日本在苗个ニ總利方在之マクイエステイヨ全權

以苗子ニ元カキアルルセルホルトアルコック

外務事務宰相台台呈ス

千八百六十年二月十日江戸の總利

方在之ニ元カキアルルセル

余一昨日台台下、ホトクシの士官よ渡さる

一書分限の総額と記載をらきん正と

形ひる一書と略多り

然るよ、其付限十多あり、と云ふ余亦
其回答を得たり、
余今又台下ニ書を略して右の回答を延期
せしむるべく、且、ホーバンの出帆前不積
未す、余が職務ありと告知せんとす、
此の如き場合に於て延期せしむるは一個の
拒むる為す、均しく余ハ此拒むるに當り
と後の執務を以て事と、余が神志如何
得る、其許の真実ありと徴する者と

思ひ候すべし、是を以る余台下に堪忍
仰げ、其ありとを以て、又此の如く若し
條約の事起り、以て信義を破るべし、其後
必し其災害を起さんことを、台下に認むる
の法助を以て、其んとす、其修教白

日本在るがレブリタニヤ、コイエス、テイトの全權
ハ、レブリタニヤ、コイエス、テイトの全權
ハ、レブリタニヤ、コイエス、テイトの全權
ハ、レブリタニヤ、コイエス、テイトの全權

エル、キス、デン、正澤

外國事務宰相台下

[Faint, illegible handwritten text in the right column]

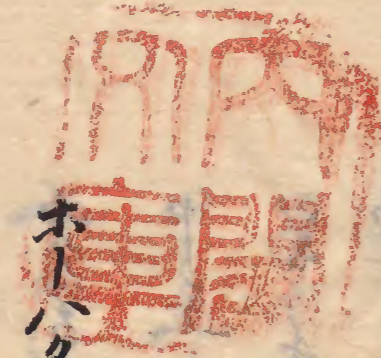
申三日月修書

[Faint, illegible handwritten text in the left column]

船利多屋之令控書

上牛セルレニシト

ルセルセルトアルコク



ホクシ之船は神奈川の運上所に於て

多岐別番書に在りて其物事申越

多岐第十四号十八号二十号之書編何

思心故手控見たり早速之書申上

中人のふ多ふを以て限別を造りて之を以て
之を知らしむ通て日形事をして我國使節
遣ふに為す渡来を以て者なきに船中控帳
考ふる多ふを以て用有る由彼船役人との
中互に先般回航渡来を以て御別を以て
為す舟回國を以て之を以て右業終る者せし
我國に力と致す者あるに別格を取
扱ふべき事の中互に事の首る事不均已
引多造りて之を以て之を以て別

紙に書きたる如くある由中出る事不能し事
情係事候事と云ふ如く又之を以て加算士の
中互に限別を造りて之を以て國を以て引考
造りて之を以て之を以て人事を以て之を以て
の事ありて之を以て商賣を以て之を以て之を以て
之を以て之を以て商人の折ふ事引考考方
中互に之を以て之を以て自餘余計を以て之を以て
事の以て之を以て之を以て之を以て之を以て
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

通ふのあはる路中五多りきまはる
中より所ハり志少きあはるる
有之段あり尤有馬買入之為人中
別書帳とて多し早速神念ハり
多き馬買入方於久し文あり
きまはる毎日五百ト元と定む
ありが多し一馬買入高
別書帳とて多し早速神念ハり
多き馬買入方於久し文あり
きまはる毎日五百ト元と定む
ありが多し一馬買入高
別書帳とて多し早速神念ハり

安政七年申二月晦日

服板中務右衛門

少録

六書の序

亞墨利加ホーバク之船神多列旋均中
船中諸人用多糸結之者一曰洋紙
列多高年書舟

未十二月廿日
申四月九日迄

一 トルラル三第五千枚百七十七枚

此多糸限十一万五千五百七十七余

三書

Handwritten text in a cursive script, likely a continuation of the text on the reverse page. The characters are small and densely packed.

申心月十六日

ニツボシゴロウユフサマロ

シヨカニラ モツテ モウシアゲ サロウ コンゲツツッカ

シヨカニラ モツテ アナタサマコ コイ子がいサロウ

ニハヨコハマニオサテ イチブラ ヒキカヘルトキニタバ

シク シヨウニシトコ バイブシ イタシ ヒキカハサム

ロウ ヨウニ コイ子がい サムヲヘドモ ヌノノチツツラシ

スノ シヨウニシヨリ オモキウワタヘニモウシイテサム

ロウ ニハニヤレハバ セウバイノタメニマイニテイテ
アノ ヲツカノカツチウケトリサロウ アメリカノ
バオハタニトイフフレガットハフ子ノヒバヨウ
カ子ノホカドウセシノヒカニハタバシヤラズシ
ヒバタリサニウケトリタルカシコレアリサロフ
ミギノウツタヘラウワヒクタバカシホヒチミギノ
フレガットハカナカワエドナドノウミコマイリサ
ロフウヘウケトリタルイチフノタカニツキタ
カナガバヨリタシカナヲモキヲキハサフラヘモ

コレハ マコトヒジガタキニハベツハアラス タバ
アナタサマヨリ ミギノイチフノカツラハクワヒク
ウケタマワリタクサロフハイグキニゲン

一千八百七十四年二月八日

フウレスオンニヨニアタル
トセーテベレクル

あし趣し趣しし糸要双
糸世し早連し糸為糸紅糸糸
糸の糸と糸糸糸糸糸糸糸
糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸

せししししししししししし
しししししししししししし
しししししししししししし
しししししししししししし
しししししししししししし
しししししししししししし
しししししししししししし
しししししししししししし
しししししししししししし
しししししししししししし
しししししししししししし

安政七年申二月六日

安政御書

[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive style]

新書伝

五弟利加包多且如能多川

治及柳申一船中諸大田

宗紹より第一日洋銀引書

書付

未立月廿六日
申二月廿六日

一 下ルニル 三万五千八百七十七枚

此年分銀十万五千七百七十七余

以て大正元年七月十日
勅を以て事務執政官中野実
外若くは神楽川等地方の
年々しうな事情を以て
即時に表出 勅政に
とて未だ報告を以て
勅を以て事務執政官中野実
外若くは神楽川等地方の
年々しうな事情を以て
即時に表出 勅政に
とて未だ報告を以て

右の如く申上り候事
也子より申上り候事
と申上り候事

大正元年申四月廿日
湯川 謹言
右の如く申上り候事

六卷

大正元年申四月廿日
湯川 謹言
右の如く申上り候事

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written in black ink on aged paper. The text is arranged in approximately 10 horizontal lines across the page.

申四月廿七日

八番

Handwritten text in a cursive script, continuing from the previous page or as a separate document. The text is arranged in approximately 10 horizontal lines across the page. A small rectangular box is visible at the top left of this page, containing the number '八番'.

